2023年11月1日

関係各位

株式会社LinkLife

当社の名誉を毀損する記事を公開したアフィリエイターとの和解合意について

当社は、不適切な表現により当社の名誉を毀損する匿名記事について東京地裁(裁判官 藤原未知)に対し、サーバー会社を相手方とする発信者情報の開示命令申立を行い開示命令が発令され、発信者(アフィリエイター)が開示されました。

その後、2023年7月7日、当社と発信者は、発信者に当該記事の非公開化と解決金の支払いを義務付ける内容を含む和解合意を行いました。

当社は、今後も、当社に対する名誉毀損や不正競争等の違法行為に対しては必要に応じて法的措置を含む適切な対応を行ってまいります。

以上